

国立大学法人東京農工大学国際交流委員会細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (組織) 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 理事(広報・国際担当) (2)～(8) (略) 2 (略)</p>	<p>本則 (組織) 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 理事(学術・研究担当) (2)～(8) (略) 2 (略)</p>	

附 則 (令和2年4月1日規程第13号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。